

福岡県公報

令和七年十二月十九日
第六百五十六号
増刊
①

目次

訓令(第七号)

○福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令

(情報政策課)……………一

訓令

福岡県訓令第七号

本庁

出先機関

福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令

福岡県情報処理規程(平成二十四年二月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行政の効率化」を「行政運営の効率化」に改める。

第三条中「規程」を「訓令」に、「県民の利便性及び行政運営の効率性を向上させるよう」を「行政運営の効率化及び行政サービスの向上に」に改める。

第四条第二項第一号中「行政運営の効率化の推進」を「行政運営の効率化及び行政サービスの向上の推進の総括」に改め、同項第二号中「推進」の下に「の総括」を加える。

第五条及び第六条を次のように改める。

(情報責任者及びDXリーダー)

第五条 情報処理等を総合的に実施するため、情報責任者及びDXリーダーを置き、情

報責任者にあつては企画・地域振興部長を、DXリーダーにあつては各部長等をもつて充てる。

2 情報責任者は、次に掲げる事務を行う。

一 最適な情報処理の推進及び適切な情報資産の管理のために必要な基準を定めること。

二 前号の規定により定められた基準に基づく情報処理等の実施状況について監査を行うこと。

三 情報処理等に関する必要な調査研究を行うこと。

3 DXリーダーは、情報処理による行政運営の効率化及び行政サービスの向上の推進に関する事務を行う。

4 DXリーダーは、各部主管課副課長等をDXリーダー補佐に任命し、その職務の遂行に必要な事務を行わせるものとする。

(情報化推進リーダー)

第六条 情報処理による行政運営の効率化及び行政サービスの向上の推進並びに情報セキュリティの確保のため、課等に情報化推進リーダーを置き、課等の長をもつて充てる。

2 情報化推進リーダーは、前条第二項第一号の規定により定められた基準に基づき、その所掌事務に関連する情報処理等を適切に行い、必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

3 情報化推進リーダーは、職員及び県の委託を受けて業務を行う者に、前条第二項第一号の規定により定められた基準を遵守させなければならない。

第七条から第十条まで、第十一条第一項、第十二条第三項及び第十三条第二項中「課等の長」を「情報化推進リーダー」に改める。

第十四条第一項ただし書中「部長等(企画・地域振興部長を除く。)」を「DXリーダー」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。